

那覇文化芸術劇場なは一と警備業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、那覇文化芸術劇場なは一と警備業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務の委託）

- 第1条 甲は、那覇文化芸術劇場なは一と警備業務（以下「警備業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、法令規則等の定め及び本契約書並びに「那覇文化芸術劇場なは一と警備業務委託仕様書」の定めに従い業務を行わなければならない。

（委託期間）

- 第2条 本契約の委託期間は、令和8年9月1日から令11年3月31日までとする。

（契約金額と支払）

- 第3条 本契約の契約金額は、_____円（うち消費税 _____円）とし、契約金額の各月における支払額（消費税及び地方消費税を含む。）は、_____円（うち消費税 _____円）とする。
- 2 前条に定める契約期間中において、消費税及び地方消費税率に変動がある場合は、甲乙協議の上、委託料を変更することができる。
- 3 甲は、前項の支払額（月額）を、毎月の履行確認後、翌月に乙の適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（賃金の変動に基づく契約金額の変更）

- 第4条 甲又は乙は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、発注者又は受注者に対して契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（変更後の契約額を算出する基準となる日。）が属する月の前月から基準日の属する月までに行うことができる（ただし、基準日が履行期間開始の日から12月を経過した日以降かつ、残りの履行期間が2月以上ある日に限る。）。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行分契約金額（契約金額から当該請求時の既履行部分に相当する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後未履行分契約金額（直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前未履行分契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前未履行分契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

- 3 前項の規定による変更契約の金額の算出にあたっては基準日に適用される建築保全業務労務単価を用いることとし、算出の過程で1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。また、算出において用いる落札率は、小数第2位を切り上げるものとする。
- 4 第2項の規定による変更契約の金額は、基準日を基に、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 5 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中、「履行期間開始の日」を、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 3 前2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下、「保証の額」という。)は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 甲は、業務の完了後に、第1項の契約保証金、第2項第1号の有価証券等又は同項第2号に規定する金融機関等の保証証書を乙に返還するものとする。
- 6 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(正当報酬受領証)

- 第6条 乙が支払う警備員への賃金は、最低賃金法に定める最低賃金額以上の時給を支払うものとし、乙は、契約後の初月分の報酬支払い後翌月までに、又は甲の求めに応じて、「正当報酬受領証」を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、作業員に変更があったときは、速やかに「正当報酬受領証」を甲に提出しなければならない。
 - 3 第1項における最低賃金額の改正により変更が生じた場合は、変更後の最低賃金額以上の時給を支払うものとする。

(下請けの禁止)

第7条 乙は、警備業務を下請けさせてはならない。

(違約金)

第8条 乙は、第2条に規定する委託期間に、次条の規定により契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、前条第1項の規定により契約保証金の納付がされているときは、甲は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(2) 乙が正当な理由無く、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(3) 本契約の履行について、乙又はその警備員に不正又は不当な行為があったと甲が認めたとき。

(4) 乙が明らかに本契約を履行することが出来ないと甲が認めたとき。

(5) 乙から契約解除の申出があったとき。

(6) 警備員の不適切な態度や対応等について、市民及び職員等から相当な苦情があり、その警備員の改善が認められないとき。

2 乙は、前項第5号の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする日の60日前までに書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、第1項各号の規定による契約の解除があった場合は、甲に対し、損害賠償の申立てをすることはできない。

(損害賠償)

第10条 乙は、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

4 乙は、警備員が警備業務中に甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合

は、この限りではない。

- 5 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に生じた実際の損害額が第13条に規定する違約金の額を超える場合においては、その超過分を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、警備業務実施にあたって職務上知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。特に個人情報に関しては、次の事項について遵守すること。

- (1) 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用の防止等に関する義務を負う。
- (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止。
- (3) 個人情報処理の再委託の禁止又は制限。
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止。
- (5) 個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務を負う。
- (6) 個人情報の滅失、破損等の事故に関する報告義務を負う。
- (7) 個人情報の提供資料の返還義務を負う。
- (8) その他市長が必要と認める事項。

(契約の費用)

第12条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(特約事項)

第13条 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2号の長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額または削除があった場合、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

- 2 乙が、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(信義則)

第14条 甲及び乙は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議し、定める。ただし、軽微なものについては、甲の要望に添うものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙